

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

新			旧		
愛媛県手数料条例			愛媛県手数料条例		
平成12年3月24日 条例第3号			平成12年3月24日 条例第3号		
別表（第2条、第3条、第7条関係）			別表（第2条、第3条、第7条関係）		
6 その他の手数料			6 その他の手数料		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
1～50 省略			1～50 省略		
51 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第3条第1項の規定に基づく貸金業者の登録の申請に対する審査	貸金業者の登録申請手数料	150,000円	51 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第3条第1項の規定に基づく貸金業者の登録の申請に対する審査	貸金業者の登録申請手数料	43,000円
52 貸金業の規制等に関する法律第3条第2項の規定に基づく貸金業者の登録の更新の申請に対する審査	貸金業者の登録更新申請手数料	150,000円	52 貸金業の規制等に関する法律第3条第2項の規定に基づく貸金業者の登録の更新の申請に対する審査	貸金業者の登録更新申請手数料	43,000円
53～64 省略			53～64 省略		
備考 省略			備考 省略		